

募 集 案 内

令和5年度 花粉の少ない森林への転換促進事業

花粉の少ない森林への転換促進支援

国民の4割が罹患していると言われるスギ花粉症への対策が求められている中、令和5年10月に総理主導による花粉症対策が示され、10年後までに花粉症発生源のスギ人工林を2割減少させる目標の下で毎年約7万haの伐採を実施することとなりました。

スギ林等を花粉の少ない森林へ転換していくためには、花粉の少ない苗木や広葉樹への植替えに関する取組に対して積極的な支援を行うことが重要かつ効果的であり、本事業では森林所有者から林業経営体への伐採・植替え等の森林管理の委託に対する働きかけ等の支援を行います。

1. 応募対象

花粉の少ない森林への転換を目的として、森林所有者から林業経営体への伐採・植替え等の森林管理の委託に対する働きかけを行い、対象となる森林の森林管理の委託を受け、森林経営計画の策定・変更を行う林業経営体等を全国レベル及び地域レベルにおいて、とりまとめを行おうとする事業参加者を募集します。

2. 支援内容

- ① 植替活動金 花粉の少ない森林への転換を目的とし、森林所有者から林業経営体への伐採・植替え等の森林管理の委託に対する働きかけを行い、対象となる森林の森林管理の委託を受け、森林経営計画の作成者である林業経営体等に対し、森林経営計画の策定・変更に、交付対象となる面積に応じて12万円/haを支払います。
- ② 植替促進費 ①において、森林経営計画の対象森林において、花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採を行った森林所有者に対し、植替促進費として、交付対象となる面積及び施業条件に応じて、表1のとおり支払います。
- ③ 事務経費 事業参加者については、事業の取りまとめに係る経費を支払います。

3. 支援を受けるための要件

【前提となる要件】

- ・都道府県が設定する「スギ人工林伐採重点区域」に該当すること。
- ・森林経営計画における伐採・造林計画が策定されていないスギ人工林であること。
- ・事業参加者が、当該事業を取りまとめたための経験や能力を有していること。

【植替活動金支援のための要件】

- ・花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林において、新たに森林経営計画を策定・変更すること。
- ・森林経営計画において、花粉の少ない苗木等による植替えが計画されていること。

【植替促進費のための要件】

- ・花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林において、新たに森林経営計画を策定・変更すること。
- ・森林経営計画において、花粉の少ない苗木等による植替えが計画されていること。
- ・花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林の伐採が終了していること。
- ・表1の①について、伐採作業を全てチェーンソーで実施すること（ハーベスター等の高性能林業機械との併用による伐採は支援対象外となります）。
- ・表1の②について、伐採地の中心から集積地までの距離が図面上で明確に示せること。
- ・同一林分で表1の①と②の両方を申請することはできません。

表1

① 花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合	35万円／ha
② ①以外の場合	
ア 本事業で策定された森林経営計画に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m以上の場合	25万円／ha
イ 本事業で策定された森林経営計画に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの距離が1,000m以上2,000m未満の場合	8万円／ha

【事務経費のための要件】

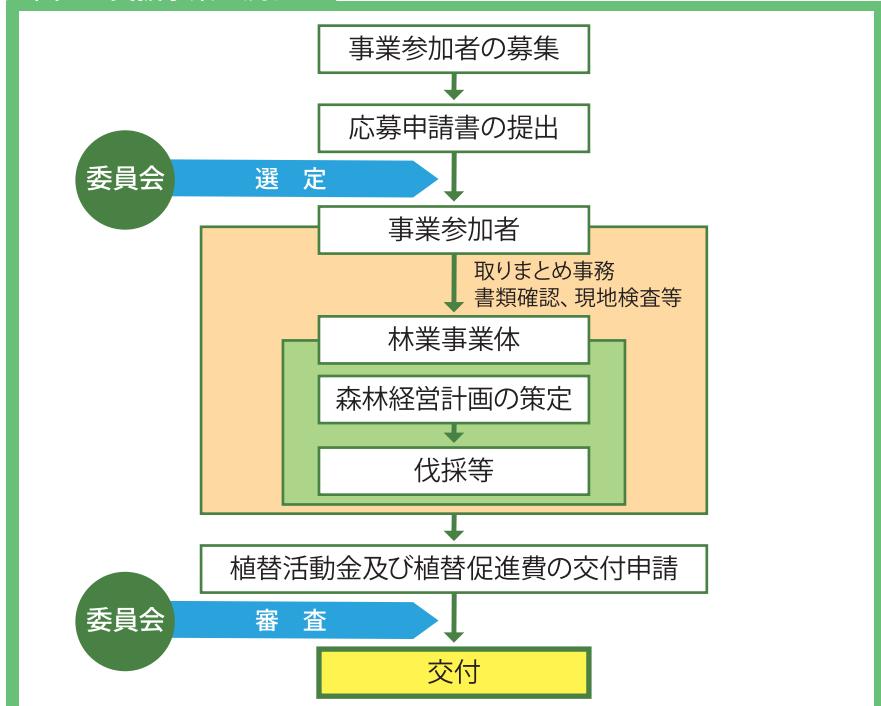
- ・事業参加者は、本事業への応募に際し、植替活動金及び植替促進費の対象となる面積を提示し、その規模に係る事務経費について見積書を提出すること。

4. 選定・審査

応募申請については、図1に示すとおり事務局が設置した有識者等による委員会において、適切と判断されたものを事業参加者として選定します。

事業参加者は、森林経営計画の策定及び伐採の後、交付申請を提出し、委員会の審査を経て、適切に要件を満たしていると判断された場合は、植替活動金及び植替促進費の交付を決定します。

図1 支援事業の流れ



5. 公募期間

令和6年5月30日～令和7年2月28日まで

※当事業は令和7年2月28日までに実績の報告を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

6. 応募・交付申請等に必要な書類

所定の応募申請書、交付申請書を提出して下さい。申請書様式はホームページから入手できます。



ご不明な点やご質問がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

送付先 および 問い合わせ先

一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ 花粉対策事務局
〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地 TEL:03-3261-9125 FAX:03-3261-3044
ホームページアドレス <https://www.kafuntaisaku.com> メールアドレス kafuntaisaku@jafta.or.jp

スギの伐採・植替えに 最大35万円/haの 支援が受けられます!

現在、国民の約4割が花粉症を患っており、花粉発生源となっているスギ人工林を減らすことが喫緊の課題となっています。

政府では、10年後にスギ人工林を約2割減らすことを目指して、スギ人工林の伐採・植替えの加速化を進めています。

その一環として、この度、「スギ人工林伐採重点区域」に指定され、森林経営計画における伐採・造林計画が策定されていない箇所で、森林所有者の方が、森林組合等の林業事業体への委託により、スギ人工林の伐採・植替えを行う場合に、**最大35万円/haの協力金をお支払いする事業**（「花粉の少ない森林への転換促進事業」）が始まりました。

是非、多くの森林所有者の皆様に、本事業をご活用頂けるよう、お願い致します。

協力金の金額

■ 協力金の金額は、**最大35万円/ha**（※チェーンソーで伐採する場合）です。

※ 高性能林業機械で伐採する場合であっても、搬出距離が1km以上であれば、協力金の対象（8万円/ha又は25万円/ha）になります。

■ 協力金は、各都道府県の事業参加者から、**森林所有者に直接支払われます**。

〔 森林所有者から伐採・植替えを受託して森林経営計画を策定した林業経営体には、別途、
12万円/haの協力金が支払われます。〕

対象森林

■ 都道府県が設定する「**スギ人工林伐採重点区域**」かつ**森林経営計画における伐採・造林計画が策定されていない森林** ※ スギ人工林伐採重点区域や森林経営計画の有無については、都道府県にお問合せください。

手続き

- 森林経営計画は、森林組合等の林業経営体に作成して頂く必要があります。
- 林業経営体は、伐採・植替えの予定を含む森林経営計画を策定・変更した上で、事業期間内（令和7年2月28日まで）に伐採を終える必要があります。

手続き

- 植替えに当たっては、花粉の少ない苗木（スギ、ヒノキ）又は広葉樹の苗木を植栽して頂く必要があります。
- 「**花粉の少ない苗木**」は、成長と品質の優れた「精英樹」から選抜された品種であり、試験研究機関により、優れた成長と品質が確認されていますので、安心してご活用いただけます。
- 伐採後の地拵え・植栽や下刈り等の経費のうち実質**68%**は、補助金（森林整備事業）で賄われます。（経費が100万円であれば、森林所有者のご負担は32万円となります。）

「花粉の少ない苗木」とは

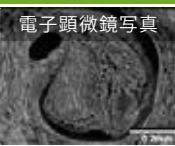
- ★ 花粉生産量が少ない品種の苗木のことでの伐採跡地への植栽に使われています。
- ★ **無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木、特定苗木**の4種類があります。
- ★ 成長と形質の優れた「精英樹」から選抜され、成長や形質に遜色はありません。
- ★ 現在、生産されているスギ苗木の半分以上は、花粉の少ないスギ苗木が占めています。

無花粉品種

【品種数】スギ：28品種

【説明】花粉を全く生産せず、林業用種苗として適した特性を有するもの。
雄花は一般的のスギと同様に着けるが、花粉は生産しない。

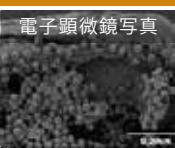
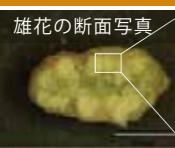
無花粉スギ



無花粉スギも普通のスギと同じように雄花を着けます。

葯(やく)の中に花粉が全くありません。

一般的なスギ



葯(やく)の中に花粉が詰まっています。

少花粉品種

【品種数】スギ：147品種

ヒノキ：56品種

【説明】成長・形質に優れている「精英樹(第1世代)」の中から、雄花の少ない品種(1%以下)を選抜したもの。



一般的なスギ



少花粉スギ品種

低花粉品種

【品種数】スギ：16品種

【説明】成長・形質に優れている「精英樹(第1世代)」の中から、雄花が相当程度少ない品種を選抜したもの。

画像提供：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所 林木育種センター
品種数：令和6年3月末時点

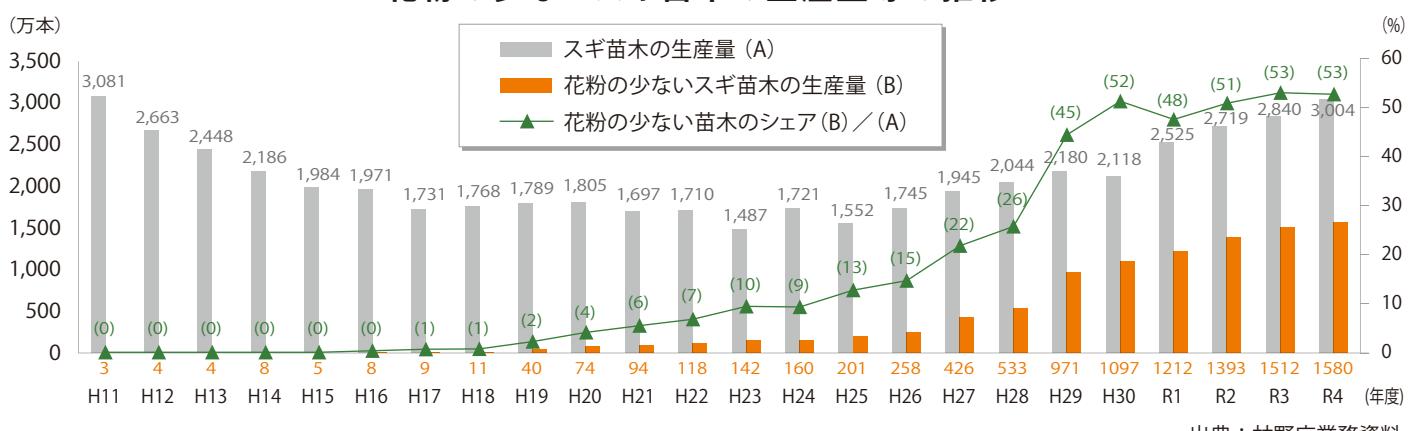
特定母樹

【品種数】スギ：305品種

ヒノキ：103品種

【説明】第2世代精英樹(エリートツリー)等のうち、
①生長量が在来系統の1.5倍、②材の剛性が平均以上、③幹が通直、④雄花が少ない品種(一般的なスギ・ヒノキの花粉量の概ね半分以下)の基準を満たし、農林水産大臣が指定したもの。

花粉の少ないスギ苗木の生産量等の推移



※ 成長と形質の優れた「精英樹」から選抜され、成長や形質に遜色はありません。

※ 花粉の少ない苗木の開発は、1996年から始まり、現在、生産されているスギ苗木の半分以上は、花粉の少ないスギ苗木が占めています。

出典：林野庁業務資料

ご不明な点やご質問がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

送付先 および 問い合わせ先

一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ 花粉対策事務局

〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地 TEL:03-3261-9125 FAX:03-3261-3044

ホームページアドレス <https://www.kafuntaisaku.com> メールアドレス kafuntaisaku@jafta.or.jp

